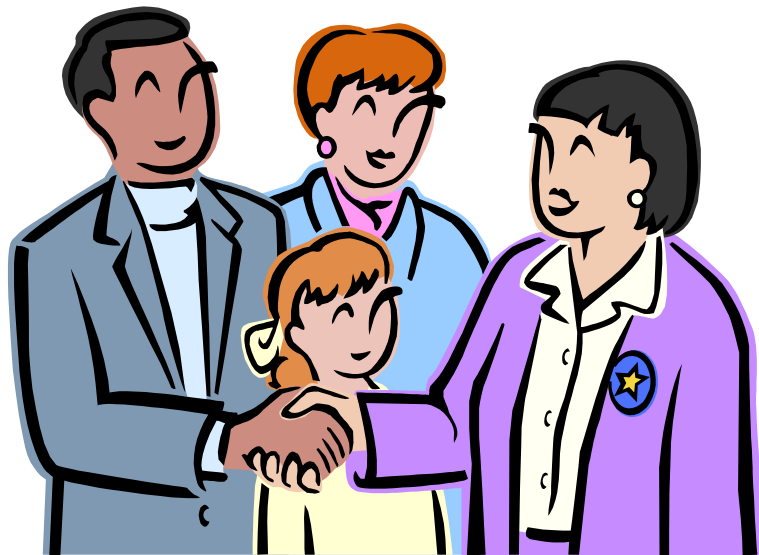


武蔵村山市協働事業提案制度 令和5年度実施事業審査報告書



武蔵村山市市民協働推進会議

はじめに

武蔵村山市では、協働のまちづくりを進めるため、平成 17 年度に『武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針』を策定し、協働の基本的な考え方や方向性が示されました。そして、平成 18 年度には協働事業を進めるための手引として『武蔵村山市市民協働推進マニュアルーパートナーシップのまちづくりをめざしてー』が策定されました。

指針に掲げる市民協働の基本的考え方を具体的に実現するための第一歩として、平成 20 年度に「武蔵村山市市民協働まちづくり研究会」を設置し、その成果を『武蔵村山市市民協働まちづくり研究会報告書』にまとめ、研究会で抽出した諸課題を具体的に検討するために平成 21 年度に「武蔵村山市市民協働推進会議」が設置されました。

この「協働事業提案制度」は、平成 22 年 3 月の市民協働推進会議からの報告を受け、武蔵村山市で事業の実施に向けた検討を行い、平成 23 年度に創設された制度です。この制度により平成 23 年度から令和 4 年度までの間に、延べ 38 事業が協働事業として採択され、それぞれその翌年度に事業が実施されています。

これまで、「公共」に関わる多くの領域については、行政がその必要性を判断し事業を行うという手法が基本的に踏襲されてきました。しかし、社会情勢の変化に伴い住民ニーズが多様化し、複雑化した地域課題を解決するためには、市民と行政が協力し合う「協働のまちづくり」の視点が不可欠です。

「協働事業提案制度」は、このような考えに基づき、地域の市民活動団体の専門性や柔軟性をいかした提案を基に、提案団体と市が協働して地域の課題、社会的課題の解決に取り組むものです。

地域における様々な課題の中には、市民や地域で活動されている団体だからこそ見えてくるものがあると同時に、行政だけでは対応が困難な場合もあります。市政への市民参加を促進し市民による地域の課題、社会的課題の解決につなげ、暮らしやすい武蔵村山市の実現のために、この「協働事業提案制度」が、これからも重要な役割を果たしていくものと考えます。

武蔵村山市市民協働推進会議

目 次

はじめに

1	協働事業提案制度の目的と概要	1
2	選考に至る経過	1
3	審査基準	3
4	令和5年度実施事業の募集内容	3
5	令和5年度実施事業の審査結果及び理由	5
6	令和5年度実施事業内容	7
(1)	子どもたちのココロとカラダの育成事業	8
	提案団体：あそびりぼ一場！		
	市担当課：なし		
(2)	ママトコフェスティバル～孤育てから心育てに～	13
	提案団体：ママトコ		
	市担当課：なし		
(3)	むさむら ゴミ減大作戦	18
	提案団体：MSP 村山サポートプロジェクト		
	市担当課：ごみ対策課		
(4)	「駅を中心とした歩いて暮らせるまち」形成に向けた生活道路に おける通過交通および速度抑制の社会実験	20
	提案団体：榎三丁目都市核地区街づくり準備会		
	市担当課：なし		

資料編

..... 24

資料 1 武蔵村山市市民協働推進会議要綱

資料 2 武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿

資料 3 武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領

資料 4 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

1 協働事業提案制度の目的と概要

平成23年度に創設された「武蔵村山市協働事業提案制度」は、市民活動団体（武蔵村山市内を主な活動範囲とする特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他自主的に社会貢献活動(当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る。)を行う団体)の専門性や柔軟性等を生かした事業の提案を募集することにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、暮らしやすい地域社会の形成を目指す制度です。

本制度の実施要綱に基づき、「協働型事業部門」(事業の目的を市と共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図り協働して行う)と「団体育成型部門」(将来の協働型事業の実施を目指す市民活動団体の育成を目的とする)の2つの区分に分けるとともに、「行政テーマ型事業」として、市民活動団体に対して提案してほしい事業のテーマを市が提示し、事業提案を募集しました。

「協働型事業部門」は、事業を発展させていくことを前提に3年計画で事業を企画・提案し、1事業当たり1年目は80万円、2年目は70万円、3年目は60万円を上限として補助金を交付します。また、「団体育成型部門」は1事業当たり対象となる経費の25万円を限度として補助金を交付します。

提案が採択された事業については、採択優先順位順に市の予算の範囲内で補助金が交付され、市の関係する所管課と連携を図りながら事業を実施することになります。

なお、補助金の交付を受けた市民活動団体は、事業実施年度の翌年度に事業の評価を受けることとなります。

2 選考に至る経過

令和5年度実施事業の選考過程は、以下のとおりです。

●武蔵村山市協働事業提案制度令和5年度実施事業募集の周知

- ・市のホームページに掲載(6月1日から)
- ・市内公共施設に募集要項及び募集チラシの設置
市政情報コーナー/緑が丘出張所/市民総合センター/市民会館
緑が丘ふれあいセンター/ボランティア・市民活動センター/各地区会館(5か所)



●提案の募集

- ・募集期間 令和4年6月1日(水)から7月22日(金)まで
※ 新規事業の提案については7月8日(金)まで、市がテーマを提示した「多様性を推進する事業」の提案については8月31日(水)まで
- ・提案件数 4件



●市民協働推進会議の開催

・提案事業の採択の適否を審査するため、市民協働推進会議を開催

回	開催日	内 容
第1回	令和4年 5月20日	協働事業提案制度令和5年度実施事業募集要項（案）について ◆令和5年度実施事業の募集要項について、書面で協議し、内容を決定した。
第2回	令和4年 9月6日	協働事業提案制度令和3年度実施事業の評価方法について 協働事業提案制度令和3年度実施事業の評価について ◆推進会議委員に対し、令和3年度事業実施団体による事業報告を行い、評価を行った。
第3回	令和4年 11月15日	提案団体によるプレゼンテーション及び質疑応答 4団体 ◆推進会議委員に対し、新規提案団体（団体育成型）によるプレゼンテーション及び質疑応答を1団体、団体育成型（2年目）によるプレゼンテーションを及び質疑応答を2団体、事業継続団体（協働型事業3年目）による質疑応答を1団体実施した。 ・プレゼンテーション時間：1団体15分以内（事業継続団体については事業内容説明10分以内） ・質疑応答時間：1団体20分（事業継続団体については10分）

3 審査基準

令和5年度実施事業の審査は、武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき行われました。

協働型事業の継続事業については、新規提案時の提案内容と、実施計画書及び単年度収支予算書との間で整合性を確認し、大きな変更点等がないと認められる場合は、提案団体から説明を聴取した上で、協議により採択すべき事業として選定するかどうかを決定するものとなっています。令和5年度実施事業のうち、協働型事業の継続事業は1事業あり、提案団体から説明を聴取した上で、継続すべき事業として決定しました。

協働型事業の新規提案事業、団体育成型事業及び行政テーマ型事業については、書類審査は原則として10事業を超える提案があった場合に実施するものとしており、提案があった事業は団体育成型3事業のみであったため、書類審査は実施せず、プレゼンテーションにより審査しました。プレゼンテーション審査では、提案団体によるプレゼンテーション及び質疑応答の内容を、審査要領に基づき審査し、その結果、評価点数が満点合計の6割以上となる事業を採択する協働事業として決定しました。

4 令和5年度実施事業の募集内容

※協働事業提案制度募集要項から抜粋

『武蔵村山市協働事業提案制度』では、市民活動団体の専門性や柔軟性等を生かした事業の提案を募集することにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、暮らしやすい地域社会の形成を目指していきます。

事業の提案は、『協働型事業部門』と『団体育成型部門』の2つの区分に分けて募集しました。また、令和4年度実施事業より『行政テーマ型事業』を新設し、市が提示するテーマに対する提案の募集も行いました。

提案が採択された事業については、採択優先順位順に市の予算の範囲内で補助金が交付されます。なお、補助金の交付を受けた市民活動団体は、市担当課と連携を図りながら事業を推進していくことになります。

*市民活動団体とは・・・武蔵村山市内を主な活動範囲とする特定非営利活動法人・ボランティア団体・自治会・その他自主的に社会貢献活動(当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る)を行う団体

募 集 の 区 分

協働型事業部門

市民活動団体が市と目的を共有し、市との役割分担、経費負担等について、企画立案から事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図る事業部門です。

事業を発展させていくことを前提に、3年計画で事業を企画し、提案していただきます。

1事業当たり、1年目は80万円、2年目は70万円、3年目は60万円を上限として補助金を交付します。

団体育成型事業部門

協働型事業の実施を目指す市民活動団体が単独で企画し、実施する事業部門です。

将来的に協働型事業部門への提案を目指している団体の企画力、事業遂行能力など基礎的な力を高めるための事業が対象になります。

1事業当たり対象となる経費の25万円を上限として補助金を交付します。

◆行政テーマ型事業

市から市民活動団体に提案してほしい協働事業のテーマに沿って、提案・企画し、市民活動団体が市と目的を共有し、市との役割分担、経費負担等について、企画立案から事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図る事業です。

対象となる事業

公益的な事業であって、

- ① 地域の課題又は社会的課題の解決につながる事業
- ② 市民のニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できる事業
- ③ 人員計画、実施予定及び予算の積算が適正である事業
- ④ **3年間継続して実施することができる事業（協働型事業の場合）**
であり、次の4つのいずれかに該当する事業
- ⑤ 市民の地域活動への参画が促進される事業
- ⑥ 市と協働して実施することにより、市及び市民活動団体双方の事業の推進に相乗効果が期待できる事業
- ⑦ 市民活動団体の基盤強化や人材育成につながる事業
- ⑧ 協働の目的意識や役割分担等が明確で協働のまちづくりにつながる事業

対象とならない事業

- ① 同一の市民活動団体が3年間にわたって実施してきた協働事業と同一と認められる事業
- ② 営利のみを目的とした事業
- ③ 特定の個人や市民活動団体のみが利益を受ける事業
- ④ 学術的な研究のみを目的とした事業
- ⑤ 調査のみを目的とした事業
- ⑥ 公の機関の補助により補助対象となっている事業
- ⑦ 交流又は親睦のみを目的とした事業
- ⑧ 宗教活動又は政治活動を目的とした事業
- ⑨ 公の秩序又は善良の風俗に反する事業

5 令和5年度実施事業の審査結果及び理由

令和5年度実施事業の審査結果は、以下のとおりです。提案が採択された事業については、採択優先順位順に市の予算の範囲内で補助金が交付され、令和5年度に、市の関係する所管課と連携を図りながら実施することになります。

提案事業の内容については、「6 令和5年度実施事業内容」を参照してください。

事業 番号	事業 部門	提 案 事 業 名	審 査 経 過		審 査 結 果	採 択 順 位
		提 案 団 体 名	第一次審査	第二次審査		
R 5 - 1	団体 育成型	子どもたちのココロとカラダの育成事業	通 過	通 過	採 択 と す べ き 事 業	1 位
		あそびりぼ一場！				
	市担当課	なし				
	理 由					
<p>グレーゾーンの子どもを持つ親にとっての駆け込み寺的な存在であり、専門知識のある人材を確保し、市と協働していくことで、今後、市民が受ける子育てサービスが充実していくと感じる。</p> <p>行政が関わりにくい分野であるため、更なる発展に期待する。</p> <p>なお、一部の市民しか関心を示さない事業であることから、誰もが気軽に参加しやすくするための広報の仕方に工夫が必要である。</p>						
R 5 - 2	団体 育成型	ママトコフェスティバル～孤育てから心育てに～	通 過	通 過	採 択 と す べ き 事 業	2 位
		ママトコ				
	市担当課	なし				
	理 由					
<p>他の市民団体と積極的に連携し、「孤育て」からの脱出への支援のきっかけになっていることは評価できる。</p> <p>その一方で、対象者が決まっているため、地域性を考えた活動とは言い難く、市民ニーズについて検討することが今後の課題といえる。</p> <p>ターゲット層を若い母親だけでなく父親や祖父母の層にも広げることに期待する。</p>						

事業 番号	事業 部門	提 案 事 業 名	審 査 経 過		審 査 結 果	採 択 順 位
		提 案 団 体 名	第一次審査	第二次審査		
R 5 - 4	団 体 育 成 型	「駅を中心とした歩いて暮らせるまち」形成に向けた生活道路における通過交通および速度抑制の社会実験	通 過	通 過	採 択 と す べ き 事 業	3 位
		榎三丁目都市核地区街づくり準備会				
	市担当課	なし				
	理 由					
<p>実施手段としては有効性の観点から疑問は残るが、目標を達成する意味で何らかの意識醸成は必要であり、その姿勢は評価できる。</p> <p>速度抑制の社会実験から効果を測定できるか疑問に感じるため、市民の安全を守る活動については、今後も様々な角度から検討していただくことを期待する。</p> <p>多摩都市モノレールの開業に向けての市民の意識改革については、よく考えられており、今後に期待したい。</p>						
R 5 - 3	協働型	むさむら ゴミ減大作戦	通 過	通 過	採 択 と す べ き 事 業	4 位
		MSP 村山サポートプロジェクト				
	市担当課	ごみ対策課				
	理 由					
<p>コロナ禍の影響もあり、団体として思うように活動が難しい中でも様々な工夫を凝らし、ゴミ削減に向けたリサイクル祭り等のイベントを開催することで市民に訴えかける活動を継続していることは評価できるが、活動の成果が見えにくいため、今後は目標や成果を数値化することを期待する。</p> <p>夏休みや冬休み期間に子どもを対象としたゴミ削減講座を開催することで、子どものうちからゴミの減量化に関する意識醸成を行う取組、また外国籍の住民向けに多言語対応ごみ分別表を作成することで、日本式のゴミ捨ての理解増進に向けた取組に期待するが、担当課との連携や情報共有がうまくできていないように感じるため、担当課と積極的に情報共有を行い活動することが必要である。</p>						

6 令和5年度実施事業内容

提案団体から提出された事業提案企画書は、次のとおりです。

(1) 子どもたちのココロとカラダの育成事業

提案団体：あそびりぼー場！

市担当課：なし

(2) ママトコフェスティバル～孤育てから心育てに～

提案団体：ママトコ

市担当課：なし

(3) むさむら ゴミ減大作戦

提案団体：MSP 村山サポートプロジェクト

市担当課：ごみ対策課

(4) 「駅を中心とした歩いて暮らせるまち」形成に向けた生活道路における通過交通および速度抑制の社会実験

提案団体：榎三丁目都市核地区街づくり準備会

市担当課：なし

協働事業提案制度企画書

提案団体名	あそびりぼ一場！
提案事業名	子どもたちのココロとカラダの育成事業

事業の目的	<p>現代、子どもたちの集団活動において何らかの支援が必要な発達凸凹児が増えている一方で、療育やリハビリテーションを受けられる実施期間が圧倒的に少なく、発達境界域の子どもたちをサポートする体制が整っていないのが現状である。</p> <p>『東京都児童福祉審議会提言』による「子育て家庭を地域で支える仕組みづくり」の中では、子どもを持つことに関する意識調査にて「子どもを持つのが不安だった」の回答の割合が増加。実際に子育てをしていて日ごろから感じることの調査では「子供が将来上手く育ってくれるか心配になる」「子育てでイライラすることがある」「子供の教育について心配になる」といった項目での不安が顕著であると記載されている。これを受け、東京都は妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の整備に向けて、産前・産後サポート事業や産後ケア事業についても支援するとしている。産後ケア事業等の取り組みは地域によりいまだ差があり、武蔵村山市も2022年度に開始予定となっている。この産後ケア事業の中には、子育てひろば等を通じて地域全体で子どもとその保護者を支援する取り組みの拡大も含まれており、発達の気になる子どもにおいてもその仕組みが重要となっている。そのためには、支援が必要な子供に早期に気づき、必要な専門的支援に繋げる体制の強化が必要とされているものの、武蔵村山市の産後ケア事業、また、子育て支援施策の中にはその部分の具体的計画がまだ反映されていない状況である。東京都の推奨するサービスとしては、各分野に精通し適切な支援に繋ぐことのできる専門人材を子ども家庭支援センターや子育てひろば等に配置すべきとしている。また、保健所・保健センターや子育てひろば等の従事者に対しての専門研修を行う人材育成も行うべきとしている。これについては、障がいの有無にかかわらず全ての子どもが一般子育て施策を利用できる環境づくりとしても、保育所や子育てひろばへの専門職の配置を推進されている。</p> <p>武蔵村山市第五次障害者計画・第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画による障害児（18歳未満）の子を持つ家庭への意識調査における自由回答では、教育関連に『もっと障害児のための、そして障害児も一緒に参加できる習い事や施設があればいい。』、環境関連に『デイサービスや障害児が遊べる場所を増やしてほしい。』、暮らし関連に『サービスの開示や案内が少ない。/意見を言える環境が少ない』など、発達凸凹児を含む障害児が安心・安全な配慮を得ながら活動できる場や、保育所や学校で支援に関わる者たちの専門性を高めること、家庭間や専門職とのつながりの強化を求める声が上がっている。障害者施策全般においては子供の成長に重要なこととして、地域の人々の理解 71.1%、学校の先生や職員の理解 67.8%と回答が出ており、東京都の施策と武蔵村山市民の声をもっても、この必要性は明らかである。しかし、『令和2年度武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画』の令和3年3月現在の進捗状況一覧を見ると、この分野における進捗状況は未実施のままであった。</p> <p>武蔵村山市内では発達障害の検査・診断をおこなっている病院が一カ所あるが、発達領域の専門医は2022年7月の時点で2名欠員している。初診の受付は紹介状がなければ受け付けてもらえず、外来受診は縮小傾向にある。2022年度協働事業提案制度の対象事業である運動あそびの会に参加する児童においては、近隣の医療機関を含む初診・療育において予約の電話自体が繋がらず、1年以上待機しているとのことだった。この児童においては、待機している期間に不登校となり強い不安感を抱いたまま自宅学習を行っている。また、早期発見・早期介入を推進しているにもかかわらず、3歳以下の受診を断られたケースもあった。この幼児においては保育所からも入園を断られ、行き場がなく就園先を現在も探している状況である。また、てんかんや脳の奇形などの診断を受けているにもかかわらず、相談先がなく療育へ繋がっていないケースもあり、本事業へ薫をもすがらる状況の親子から問い合わせをいただいている状況</p>
-------	---

		<p>である。身体症状の軽い境界域の子どもたちは適切な集団環境に繋がることができず、その多くを両親による養育のみで見守りが行われているのが現状である。</p> <p>本事業の目的としては、これらの現状を踏まえインクルーシブな子育て支援として3つの柱を立て以下の事業を計画している。</p> <p>① 子ども自身の発育・発達を促すための運動教室の実施（発達が気になる子どもへの支援として、就学前後の成長著しい時期に質の濃い運動経験をしていくことで、バリエーション豊かな情緒を育てていく事が重要であると考える。）</p> <p>② 専門職と保護者の交流（診断の有無にとらわれず、誰もが平等に子育て支援としてあらゆる専門職と保護者が交流できる場を作り、つまづきや困りごとを気軽に相談できるような環境を作るとともに、必要なサービスへとつなげる役割を担う。）</p> <p>③ 支援者育成（保健所・保健センターや子育てひろば等の従事者に対する専門研修や、保育所や学校で支援に関わる者たちの専門性を高めるための研修を行う。）</p>
事業の効果		<p>① 運動教室… 赤ちゃんの頃のウゴキの発達をしっかりやりきることで、ココロが育つための発達の基礎ができる。また、絶対的な安心安全の環境の中で、子どもたちの気持ちを表現する力を育み、自己肯定感を上げていく。</p> <p>② 紡ぐカフェ… 普段経験できないような体験を通し、子どもたちの興味や可能性を引き出す場となる。その中で、子育てにおける悩みを家庭間で共有したり、気軽に専門職と繋がれる場を提供することで、保護者の視野をひろげ、家庭内の環境を整えていく事が出来る。繰り返される“問題行動”として挙げられる子どもたちのSOSをいち早く発見し、児童虐待の予防や早期療育への橋渡しの役割として地域貢献を目指す。</p> <p>③ 支援者育成… 運動教室と連携し、定期的に発達支援についての勉強会を開催し、地域や専門職の方との共通理解を深めることが出来る。 育ちの順や質を理解して、子どもたちのつまづきのポイントをおさえた指導のできる支援者を育成していく事で、子どもたちの成長をあらゆる環境のなかでサポートできる体制が整備される。</p>
事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・市内体育施設、近隣地域の体育施設等で定期的に運動あそびの会（小学生クラス）を実施する（武蔵村山市 各月2回、年間24回の実施を予定する） ・保護者と専門職の交流の場として「紡ぐカフェ」を1カ月に1度程度開催し、情報交換の場を整える。 ・専門職向け、保護者向けに勉強会を実施する。
役割分担	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の企画、立案、運営 ・指導者（講師）の手配、調整 ・広報用のチラシ等の作製など
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の企画、立案、運営に関する助言 ・会場の確保 ・備品の貸し出し ・市報、ホームページ、チラシ配布等による広報 ・他課との調整 など
協働事業終了後の予定		<p>協働型事業へと発展させ、活動の範囲を拡大を図ることを目指す。 各企画においては、会費・参加費を徴収して実施することとして運営費用に充てる。</p>

※ できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、2ページ以内で作成してください。

※ スケジュールは、第2号様式別紙「協働事業実施スケジュール表」に記載してください。

(日本産業規格A列4番)

協働事業実施スケジュール表

○提案事業の実施スケジュールを記載してください。(いつ頃、どのようなことをするのか)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度 (2023年度)	・運動遊びの会(小学生対象毎月2回) 小学生:入室定員20名(親子5組程度)/1回											
	紡ぐカフェ(保護者と専門職の交流の場、毎月1回)											
	・紡ぐカフェ× 茶話会 (保護者・専門 職の交流会)	・紡ぐカフェ× プレママひろ ば (産前勉強会)	・紡ぐカフェ× 発達勉強会 (保護者向け の発達講座)	・紡ぐカフェ× ヨガ (ヨガ講師によ る、発達に 沿った子ども 向けヨガの体 験)	・紡ぐカフェ× 筆モップ体験 (書道講師によ る、大型モッ プを使ってカ ラダ全身を 使ったアート 体験)	・紡ぐカフェ× 足育 (足型を採り、 靴選びの勉強 会と足を育て る遊びの体験 する)	・紡ぐカフェ× 就学相談会 (保護者・専門 職の交流会)	・紡ぐカフェ× 離乳食 (言語聴覚士 による摂食指 導)	・紡ぐカフェ× クリスマス会 (様々なボラン ティアを呼ん でのお楽しみ 会)	・紡ぐカフェ× スヌーズレン (重度知的・身 体障害児でも 体験できる、 感覚遊びの体 験)	・紡ぐカフェ× 茶話会 (保護者・専門 職の交流会)	・紡ぐカフェ× 音楽会 (ピアノ講師等 の音楽家を呼 びお楽しみ会 の開催)
	支援者向け勉強会(年2回)											
					パート①開催					パート②開催		

協働事業提案制度収支予算書

提案団体名	あそびりぼー場！			提案事業名	子どもたちのココロとカラダを育てる育成事業		
実施年度	令和5年度（2023年度）			年度		年度	
【収入の部】	項目	積算内訳（数量、単価等）	金額	項目	金額	項目	金額
	補助金 参加費	運動あそび（小学生）（1000円×10名） ×24回	250,000 240,000				
	勉強会	パート①3000円×10名 パート②3000円×10名	30,000 30,000				
	紡ぐシリーズ 参加費	（500円×10組）×12回	60,000				
収入合計			610,000				
【支出の部】	項目	積算内訳（数量、単価等）	金額	項目	金額	項目	金額
	人件費	運動遊びの会講師時給 （3000円×2時間）×24回	144,000	人件費		人件費	
		勉強会講師料 10,000円×2回	20,000	交通費		交通費	
		紡ぐカフェ人件費 3000円×12回	36,000	報償費		報償費	
	報償費	紡ぐカフェ講師料（計12回分）	51,000	印刷製本費		印刷製本費	
	印刷製本費	チラシ印刷費（3000円×紡ぐカフェ12種）、運動あそびチラシ3000円、勉強会 チラシ3000円×2回	45,000	消耗品費		消耗品費	
	消耗品費	紡ぐカフェ準備（材料）費（カフェ5,000円×3回、筆モップ10,000円、スヌーズ レン10,000円）	35,000	委託料		委託料	
		プリンターインク代	20,000	賃借料		賃借料	
		風船等雑貨類 10,000円	10,000	通信費		通信費	
				保険料		保険料	
				備品購入費		備品購入費	
				その他経費		その他経費	

	賃借料	備品保管用コンテナ費 13,400 円×12 カ月	160,800			費	
	通信費	Zoom 登録費	20,000				
	備品購入費	運動遊具類 (内訳：エアーマット、電動ポンプ、スピーカー等)	68,200				
支出合計			610,000				

注1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。

2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。

3 事業実施に係る収支を、項目ごとに詳細に記入してください。

4 団体育成型事業に提案する団体は1年度分のみを、協働型事業に提案する団体は、次年度、次々年度の収支の想定も記入してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

協働事業提案制度企画書

提案団体名	ママトコ
提案事業名	ママトコフェスティバル～孤育てから心育てに～

事業の目的	<p>20代前後で出産する方は、自分の母親も若く現役で仕事をしているので頼れない。男性は外で働き、女性は育児家事を分担することが多い日本の流れから、孤独を感じている。日本の離婚率は約35%前後になっており、3組に1組の夫婦が離婚し、そのうち約80%は母子家庭になり不安をかかえている。</p> <p>都営村山団地はシングルマザー入居者の枠を作るなど母子家庭にとっても手厚く力を入れていることから市には多くの母子家庭がいると考える。</p> <p>このことから、ワンオペ育児をせざるを得ない母親が多い。2人に1人はワンオペ育児をしているのが現状。（マイナビニュースの調査結果）</p> <p>近くに頼れる人がいない中、子供を産み育てている母親は小さな悩みや、愚痴をこぼす相手もいなく、初めての子育ては不安やわからないことが沢山あり、気づかないうちにストレスが溜まり、産後うつや自死、児童虐待等につながると言われていた。そこで私たちのママトコフェスティバルやひまわりおしゃべり会、月1プチイベントを入口にママ友や趣味を見つけ「*孤育て」から脱出し、地域全体で子育てしやすい環境を作ることを目的とする。</p> <p>「*孤育て」とはパートナーや親族にも頼れず、世間から置いて行かれたように感じて1人で孤独を感じながら子育てしている親のこと。</p>
事業の効果	<p>ハンドメイド:楽しさ、喜び、達成感!「好きなものを自分の手でオーリーワンのものが作れる。」「想像力、発想力、作っている過程で新たな自分と出会える」このことからリラックス効果があるとされている。</p> <p>ダンス:オレンジリボン運動をより多くの子供たちに認知してもらうために音に合わせて体を動かし楽しくコミュニケーションをとるダンスワークショップも行う。ダンスには自分の気持ちをカラダで表現することで自信が付き、ストレスが解消され自己肯定感を高める効果がある。ダンスは小・中学生の必修科目であり、KPOPやティックトックが流行っているためダンスは人気がある。</p> <p>ヨガ:日々の疲れを癒し、心を開放し悩みや鬱憤など話をする。ヨガには心を落ち着かせ、ホルモンバランスが調整される効果がある。</p> <p>ママトコ kikuyo:実際に会って話をするより、SNSを活用することで、より多くの母親が利用すると考える。また0歳児の母親はどこかに向いて悩みを打ち明けるのではなく、SNSで空いている時間に相談が出来ることは魅力の一つである。「電話が怖い。」「直接会って悩みを相談するのは億劫。」と思う若い世代の母親、0歳児の母親にとって、SNSを通して相談することは一番悩みを打ち明けやすいことから産後うつの早期発見に繋がる。</p> <p>オレンジリボン運動:ママトコフェスティバルではオレンジリボン運動も行う。虐待を受けている子やいじめを受けている子など悩みを持っている子どもたちが話がしやすい環境作りを作る。相談ブースを儲けるのではなく出店者やスタッフがオレンジリボンを付け『立ち話 kikuyo』を実施。専門機関に出入りすることや連絡の痕跡などで当事者(DV親等)に相談していることが知られてしまう恐怖などがあるのではないかと考えイベントに遊びに行くことで紛れることもでき相談したことが当事者(DV親等)に知られることがないのではないかと考える。</p>

事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・ ママトコフェスティバル：ハンドメイドショップ、ハンドメイドワークショップ、武蔵村山市内の食材を使った飲食ブース、ステージなど親子で楽しめる地域密着型イベント(年に2回)。 ・ ひまわりおしゃべり会：ハンドメイドやヨガを通じて日頃の生活を忘れ息抜きの空間をつくる。こちらの託児に子どもを預けママさん1人での参加も可能。市内の公共施設・商用施設・公園にて開催(年に3回)。 ・ わくわーくしょっぷ：親子でハンドメイドやダンスをしながら普段の家では過ごせないような時間を他のママさんたちや子どもと一緒にお話をしながら気軽に母親同士が話すことができる。小学生以上からは子どものみでも参加可能。市内の公共施設・商用施設・公園にて開催(年に4回)。 ・ 親子撮影会：ママさんは日頃、子どもをスマホのカメラで撮り、親子で写っている写真はあまりない。なのでママトコでは親子のお写真を撮影しプレゼントする親子撮影会を開催する(年に1回)。 ・ おさがり交換会：サイズオーバーしてしまった服、遊ばなくなったおもちゃ、読まなくなった絵本、抱っこ紐やベビーカーなどお下がりできるものを持ち寄り、使えそうな方にお渡しする(年に1回)。 ・ MFES：武蔵村山市近辺で活動している団体が合同で開催するお祭り。ここでは多くの方にママトコの活動を知ってもらうようママトコ kikuyo やオレンジリボン運動を積極的に行う(年に1回)。 ・ ママトコ公式 Instagram：武蔵村山で行われている子育てに役立つイベントや講演会の告知、母親の為になる情報や豆知識などを発信(随時)。 ・ ママトコ kikuyo：若い母親に馴染みのある SNS を活用し誰かと話したい時に気軽に話し相手になる(随時)。 ・ オレンジリボン運動：ママトコフェスティバル内で開催。
役割分担	団体	イベント企画、立案、運営。 SNS の運営。相談窓口。
	市	市報、チラシ配布等、広報。公共施設・会場・公園の貸出。 相談後の専門分野の先生を紹介。
協働事業 終了後の予定		おしゃべりひまわり会やワクワークショップを40人(母親と子供合わせて)規模のイベントにする。 ママトコフェスティバルを10000人規模にする。 ママトコハウス！拠点をもちたい。 DV やネグレクト、育児放棄、発達障害など様々な家庭で起こる問題を解決する、サポートができる団体になっていきたい。

※ できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、2ページ以内で作成してください。

※ スケジュールは、第2号様式別紙「協働事業実施スケジュール表」に記載してください。

(日本産業規格A列4番)

協働事業実施スケジュール表

○提案事業の実施スケジュールを記載してください。(いつ頃、どのようなことをするのか)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	MFES	☀母の日	☆ダンス	☀ヨガ	☆フレームデコ	ママトコフェスティバル	☆WS	撮影会	☆クリスマス	☀ヨガ	ママトコフェスティバル	おさがり交換会
令和5年度	週3インスタ更新。月一ミーティング、	週3インスタ投稿。月一ミーティング、9月ママトコフェスティバル出店者・出演者募集。翌月ワクワクショップ告知	月一ミーティング、9月ママトコフェスティバル出店者・出演者確定。翌月ひまわりおしゃべり会の告知。	週3インスタ更新。月一ミーティング、9月ママトコフェスティバルチラシ作成。翌月ワクワクショップ告知	週3インスタ更新。月一ミーティング、ママトコフェスティバルチラシ配布。告知、準備。	週3インスタ更新。月一ミーティング、翌月ワクワクショップ告知	週3インスタ更新。月一ミーティング、2月ママトコフェスティバルの出店者募集。撮影会告知。	週3インスタ更新。月一ミーティング、2月ママトコフェスティバル出店者決定。翌月ワクワクショップ告知	週3インスタ更新。月一ミーティング、2月ママトコフェスティバルチラシ作成。翌月おしゃべり会告知	週3インスタ更新。月一ミーティング、2月ママトコフェスティバルチラシ配布。告知、準備	週3インスタ更新。月一ミーティング、おさがり交換会告知。	週3インスタ更新。月一ミーティング、

☀ ひまわりおしゃべり会

☆ わくわくしょっぷ

協働事業提案制度収支予算書

提案団体名	ママトコ	提案事業名	ママトコフェスティバル～孤育てから心育てに～	
実施年度	令和5年度			
【収入の部】	項目	積算内訳（数量、単価等）		金額
	助成金			250,000
	参加費	ひまわりおしゃべり会、わくわーくしょっぷ（500円×5名×7回） 撮影会（500円×5名）	17,500円 2,500円	20,000
	出店料	ママトコフェスティバル出店料 （ハンドメイド1,000円×10店舗×2回 [9月・2月]） （キッチンカー5,000円×8店舗）	20,000円 40,000円	60,000
	出演料	ママトコフェスティバル出演料（2,000円×10団体）	20,000円	20,000
	売上	くじ引き（200円×250回×2回） お菓子釣り（100円×100回×2回）	100,000円 20,000円	120,000
	協賛金	（5000円×5企業様×2回）		50,000
収入合計				520,000
【支出の部】	項目	積算内訳（数量、単価等）		金額
	人件費	ママトコフェスティバルスタッフ（1日10時間休憩も含む×9名） 託児スタッフ（1回3時間×4回×2名） ひまわりおしゃべり会・わくわーくしょっぷ・撮影会スタッフ （1回3時間×8回） ※人件費はすべて時給1000円として計算	90,000円 24,000円 24,000円	138,000
	報償費	ひまわりおしゃべり会・わくわーくしょっぷ講師（1回5000円×7回） ママトコフェスティバルMC（20,000円×2回） PA（20,000×2回）	35,000円 40,000円 40,000円	115,000
	委託費	ママトコフェスティバル舞台設営（14,000円×2回）		28,000

	印刷製本費	広告宣伝用チラシ (11,000 円×2 回) 22,000 円 ステージ用横断幕 20,000 円	42,000
	消耗品費	・わくわーくしょっぶ材料代(300 円×10 名×5 回) 15,000 円 ・テント用品 5,000 円 ・舞台設営用品 5,000 円 ・くじ引き景品 (30,000 円×2 回) 60,000 円 ・お菓子釣り景品 (10,000 円×2 回) 20,000 円 ・データ保存用 USB 等 5,000 円 ・コロナ対策用品等 5,000 円	115,000
	保険料	ママトコフェスティバル開催保険 (16,000 円×2 回)	32,000
	備品購入費	PC 1 台	50,000
支出合計			520,000

注 1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。

2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。

3 事業実施に係る収支を、項目ごとに詳細に記入してください。

4 団体育成型事業に提案する団体は 1 年度分のみを、協働型事業に提案する団体は、次年度、次々年度の収支の想定も記入してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

協働事業提案制度実施計画書

団体名：MSP 村山サポートプロジェクト

事業名	むさむらゴミ減大作戦	実施年度	令和5年度
実施目標	<p>市民自由参加型フリーマーケットを年5回以上、キッズフリマ、キッズ向けやファミリー向け講座を年2回以上の開催を通して、地域・社会的課題「捨てるだけからリサイクルへ」「正しい分別は資源を増やす」「意識しよう!!可燃ゴミの約40%が生ゴミ」の環を形成することにより、広く市民に対してのゴミ削減・再利用促進やフードロス削減に対する啓発活動を実施し、市民全体の4R+フードロス削減意識の向上を目指す。</p> <p>具体的には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント時に雑紙収納袋・エコバッグ・活用啓発チラシ等の配布を実施する ・雑紙収納袋により、2000世帯×A4/1枚4g×3枚×365日（年間分別数8t） ・エコバッグ啓発活動にて2000世帯×レジ袋LLサイズ6g×365日（年間4t減）のゴミ削減を目指す。 ・多方面からのごみ減に関する内容にて小中高生向け・家族向け講座の開催。また、開催後に参加者アンケートを行い、リサイクル意識の変化を図る。 ・フリマなどのイベント会場での、ごみ・環境ブースを常設するとともに、少子高齢化からの食細りによる食べ残しや下ごしらえ等の食べる前に出る可燃ゴミに対する意識向上 ・地域密着型イベント（春・夏・秋祭り等）などの活動が難しくなった自治体や市内で活動している市民団体とMフェスや環境フェスタを共同開催して、武蔵村山を盛り上げながら、さらなる市民の4R+フードロス削減意識の向上を目指したい。 ・外国籍の方向けゴミ分別表多言語対応（ベトナム語、ウルドゥー語、インドネシア語）作成により外国籍の方にも日本式ゴミ対策意識を高めたい <p>※団体として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱ペットボトル・食べ残し削減を意識した缶入り飲料などの販売及び啓発活動 ・フードロス・生ゴミ削減 お手軽料理コンテスト開催 ・引き続きフードドライブを随時啓発、募集する 		
役割分担	<p>【団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル祭りの運営・開催 ・古布・フードドライブの受付 ・土日祝の行政側に負担がかかる日程での活動 ・ネット環境等あらゆる広報方法を利用した活動啓発 <p>【市担当課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内公園及び学校施設の利用許可 ・市報・ホームページ等による広報 ・ごみ対策、環境整備関係の情報提供等（市との意識共有のため） 		
実施スケジュール			
4月	リサイクルまつり In 大南公園 開催予定		
5月	リサイクルまつり In さいかち公園 開催予定 市報等広報依頼		
6月	リサイクルまつり開催予定（場所未定）夏休みゴミ減キッズ講座準備		
7月	夏休みゴミ減キッズ講座 ファミリー向け講座 開催予定（7月か8月開催予定）		
8月	キッズフリーマーケット・（7月か8月開催予定）外国籍の方向けゴミ分別表完成予定		
9月	予備月		
10月	環境フェスタ（名称未定）開催予定		
11月	リサイクルまつり開催予定（場所未定）冬休みゴミ減キッズ講座準備		
12月	冬休みゴミ減キッズ講座 ファミリー向け講座 開催（12月か1月開催予定）		
1月	リサイクルまつり開催予定（場所未定）Mフェス大南公園開催向け 市報等広報依頼		
2月	Mフェス大南公園開催準備		
3月	Mフェス大南公園開催予定 令和6年度向けフリーマーケット準備		

（日本工業規格A列4番）

協働事業提案制度単年度収支予算書（協働型事業用）

実施団体名	MSP 村山サポートプロジェクト	市担当課	協働推進部 ごみ対策課
提案事業名	むさむらゴミ減大作戦	実施年度	令和5年度
項 目	金 額（円）	積算内訳（数量、単価等）	
【収入の部】 協働助成金	600,000		
フリーマーケット出店料	37,500	15団体×500円×5回	
Mフェス フリマ出店料	40,000	20団体×2,000円×1日	
団体負担	13,900	自己財源	
収 入 合 計	691,400		
【支出の部】 人件費	42,000 264,600 8,400 8,400	<ul style="list-style-type: none"> ・準備 2h×4人×5日（リサイクル祭り） ・当日 6h×6人×7日（リサイクル祭り） ・2h×2人×2日（小中高生向け講座） ・2h×2人×2日（ファミリー向け講座） 【人件費 1h×1,050円、フリマ年5回（7日間開催）、講座 年4回】 	
印刷製本費	50,000 60,000	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ15000枚（デザイン込） ・ごみ分別表 3言語×各200部（外国人用/翻訳費含む） 	
消耗品費	66,000 10,000 30,000 20,000	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発用エコバッグ 600枚×110円 ・啓発用パネル 5枚×2,000円 ・コピー紙、電池、インク等雑費 ・コロナ対策用感染予防対策用品（アルコール等） 	
賃借料	132,000	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル品ストック用コンテナルーム代（11000円×12ヶ月） 	
支 出 合 計	691,400		

注1 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。

2 事業実施に係る収支を、項目ごとに詳細に記入してください。

（日本産業規格A列4番）

協働事業提案制度企画書

提案団体名	榎三丁目都市核地区街づくり準備会	
提案事業名	「駅を中心とした歩いて暮らせるまち」形成に向けた生活道路における通過交通および速度抑制の社会実験	
事業の目的	我が国では、少子高齢化社会を迎え、まちづくりにおけるその対応策のひとつとして「人中心のまちづくり」が求められており、様々な地域で取り組みが推進されている。そのような状況の中、市では、多摩モノレール延伸を踏まえ、「駅を中心とした歩いて暮らせるまちの形成」が「まちづくり基本方針」（計画期間令和5年～令和24年）に盛り込まれる予定である。そこで、市の掲げる将来像の実現に向けた、その第一歩として生活道路における通過交通および速度を抑制し、人優先の空間へと転換していくことが重要不可欠である。その必要性を明らかにし、生活道路対策の重要性を提起することが、準備会における事業の目的であり、市域全域における生活道路の通過交通に対する社会課題解決に向けた、最適かつ安全安心な道路空間のモデルを導き出すものである。	
事業の効果	生活道路における通過交通および速度抑制は、安全な街路空間を生み出し、良好な住環境を形成する。そして、高齢者の徒歩での外出を促進させ、その結果として、健康寿命の延伸、さらには社会保障費の抑制に繋がり、子育て世代においては、子育てしやすい安全安心なまちの形成へと繋がることとなる。一方、モノレール延伸を見据えた「人優先の空間」の構築により、中心核としての賑わいの形成、エリアにおける価値の向上を生み出し、地域住民においては、強い車依存意識からの意識変革を誘導し、公共交通を中心とした生活への行動変容に繋がることによる脱炭素型社会の構築に寄与し、持続可能な地域づくりへとつながるものである。 また、通過交通および速度抑制は、限られた社会インフラにおける最適な街路活用を促進することとなり、社会課題の解決を通じて「まちづくり」という市全体の目標に向けて、各部局間連携を誘導し、効率的かつ効果的な政策遂行を後押しするものである。	
事業の内容	① 行政との協議による生活道路の通過交通抑制における先進施策の調査・研究 ② 行政との協議による社会実験実施箇所の選定・実施計画策定 ③ 実施道路周辺住民への周知 ④ 社会実験実施 ⑤ アンケート等による効果の測定ならびに検証	
役割分担	団体	抑制策の調査・研究・実施、アンケート調査
	市	協議による対象生活道路の選定ならびに事業推進における助言・広報

<p>協働事業 終了後の予定</p>	<p>生活道路における通過交通および速度抑制の社会実験を通じて、人優先の道路空間構築の必要性を提起し、地域住民に対しては、その重要性を啓発していく。その後、社会実験の結果に基づき、「歩いて暮らせるまち」形成における生活道路対策の必要性への理解を深めるとともに、「協働型事業」への移行段階において物理的デバイス等を用いた更なる段階の生活道路における通過交通および速度抑制の社会実験を実施し、「都市核地区」において、関係部局間および地域住民の更なる連携を促し、「歩いて暮らせるまち」形成に向けた人に優しい生活道路のモデルの実現を目指すものであり、「都市核地区」に実現した人に優しい生活道路のモデルを効果的に活用することにより、市域各所における生活道路対策を促進し、街路空間において、車中心から人中心への転換を目指すことにより、持続可能な地域づくりへとつなげていくものである。</p>
------------------------	---

- ※ できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、2ページ以内で作成してください。
- ※ スケジュールは、第2号様式別紙「協働事業実施スケジュール表」に記載してください。

(日本産業規格A列4番)

協働事業実施スケジュール表

○提案事業の実施スケジュールを記載してください。(いつ頃、どのようなことをするのか)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
令和5年度	対象区間 ①選定・調 査準備	対策前交 通量・通過 速度調査	対策後(白 線引き等) 交通量・通 過速度調 査	調査結果 分析・アン ケート調査 実施			対象区間 ②選定・調 査準備	対策前交 通量・通過 速度調査	対策後(白 線引き等) 交通量・通 過速度調 査	結果分析・ アンケート 実施		総合分析・ まとめ	報告書作 成提出
年度													
年度													

協働事業提案制度収支予算書

提案団体名	榎三丁目都市核地区街づくり準備会			提案事業名	「駅を中心とした歩いて暮らせるまち」形成に向けた生活道路における通過交通抑制の社会実験		
実施年度	5年度			年度			年度
【収入の部】	項目	積算内訳 (数量、単価等)	金額	項目	金額	項目	金額
	団体育成型補助金		32,000 円				
収入合計			32,000 円				
【支出の部】	項目	積算内訳 (数量、単価等)	金額	項目	金額	項目	金額
	消耗品費	① 水性ペンキ代 @3,000×4=12,000 円 ② マスキング用ガムテープ @2,500×8=20,000 円	32,000 円	人件費 交通費 報償費 印刷製本費 消耗品費 委託料 賃借料 通信費 保険料 備品購入費 その他経費		人件費 交通費 報償費 印刷製本費 消耗品費 委託料 賃借料 通信費 保険料 備品購入費 その他経費	
支出合計			32,000 円				

注1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。

2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。

3 事業実施に係る収支を、項目ごとに詳細に記入してください。

4 団体育成型事業に提案する団体は1年度分のみを、協働型事業に提案する団体は、次年度、次々年度の収支の想定も記入してください。

資料編

資料 1 武蔵村山市市民協働推進会議要綱

資料 2 武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿

資料 3 武蔵村山市協働事業提案制度における提案事業の審査要領

資料 4 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

○武蔵村山市市民協働推進会議要綱

平成23年 8 月 3 日訓令（乙）第120号

改正

平成24年 3 月27日訓令乙第21号

平成25年 6 月26日訓令乙第114号

平成26年 4 月 7 日訓令乙第42号

平成27年 3 月30日訓令乙第38号

平成29年 6 月30日訓令乙第138号

令和 2 年 3 月31日訓令乙第62号

令和 3 年 3 月10日訓令乙第15号

武蔵村山市市民協働推進会議要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱（平成23年武蔵村山市訓令（乙）第119号。以下「実施要綱」という。）第19条第3項の規定に基づき、武蔵村山市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 次に掲げるところにより市長が委嘱する者

ア 識見を有する者

イ 市民活動団体関係者

ウ 社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会の代表者又は職員

エ 武蔵村山市商工会の代表者又は職員

オ 公募による市民（武蔵村山市内に住所を有し、又は武蔵村山市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。）

(2) 協働推進部長及び企画財務部長の職にある者

(座長等)

第 3 条 推進会議に、座長及び副座長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、座長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(任期)

第5条 第2条第2項第1号の規定により市長が委嘱する委員の任期は、委嘱の日の属する年度に採択された協働事業について、実施要綱第19条第1項の規定に基づく市長の評価が完了した時をもって満了とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

附 則 (平成24年3月27日訓令(乙)第21号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月26日訓令(乙)第114号)

この要綱は、平成25年6月26日から施行する。

附 則 (平成26年4月7日訓令(乙)第42号)

この要綱は、平成26年4月7日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日訓令(乙)第38号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月30日訓令(乙)第138号)

この要綱は、平成29年6月30日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日訓令(乙)第62号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月10日訓令（乙）第15号）

この要綱は、令和3年3月10日から施行する。

○武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿（敬称略）

氏名	選出区分	備考
田中敬文	会議要綱第2条第2項第1号ア 識見を有する者	東京学芸大学教育学部教授
高橋薫	会議要綱第2条第2項第1号イ 市民活動団体関係者	武蔵村山 NPO ネットワーク
齋藤志保	会議要綱第2条第2項第1号イ 市民活動団体関係者	武蔵村山 NPO ネットワーク
瀬口圭志	会議要綱第2条第2項第1号イ 市民活動団体関係者	武蔵村山市自治会連合会
野崎利明	会議要綱第2条第2項第1号ウ (社)武蔵村山市社会福祉協議会の代表 者又は職員	(社)武蔵村山市社会福祉協議会職員
酒井一成	会議要綱第2条第2項第1号エ 武蔵村山市商工会の代表者又は職員	武蔵村山市商工会事務局長
内野雅美	会議要綱第2条第2項第1号オ 公募による市民	公募による市民
清水寿恵	会議要綱第2条第2項第1号オ 公募による市民	公募による市民
雨宮則和	会議要綱第2条第2項第2号 協働推進部長の職にある者	協働推進部長
神子武己	会議要綱第2条第2項第2号 企画財務部長の職にある者	企画財務部長

武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領

1 趣 旨

この要領は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱(平成23年武蔵村山市訓令(乙)第119号。以下「実施要綱」という。)第3条の規定に基づく提案について、実施要綱第9条の規定により市民協働推進会議(以下「推進会議」という。)が当該提案事業の採択の適否の審査をするに際し、必要な事項を定めるものとする。

2 審査委員

審査委員は、推進会議の委員とする。

3 審査方法

協働型事業の継続事業と、協働型事業の新規提案事業及び団体育成型事業は、審査方法を分けて実施する。

(1) 協働型事業の継続事業の審査方法

- ① 協働型事業の継続事業は、新規提案時の提案内容に基づき、実施要綱第6条第2項に定める書類を提出する。
- ② 審査委員は、当該書類の内容と新規提案時の提案内容の整合性を確認し、大きな変更点等がないと認められる場合は、当該事業を採択すべき事業として選定するものとする。ただし、新規提案時の提案内容と大きな変更点等があると認められる場合は、当該事業の提案団体から説明を聴取した上で、協議により採択すべき事業として選定するかどうかを決定する。

(2) 協働型事業の新規提案事業及び団体育成型事業の審査方法

① 書類審査

ア 審査の通則

協働型事業の新規提案事業及び団体育成型事業は、実施要綱第6条第1項に定める書類を提出する。そのうち、氏名、住所、年齢その他個人を特定する事項を秘匿した上で、当該書類について審査する。

イ 審査基準及び方法

審査は、書類の内容について審査委員が別表に掲げる審査基準により5点満点で評価する。

ウ プレゼンテーション審査対象事業の選定

各審査委員が評価した点数を集計し、合計点数が満点合計の5割以上の事業であり、上位10団体を目安にプレゼンテーション審査対象事業として選定する。ただし、5割未満の事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、プレゼンテーション審査対象事業とすることができる。

エ 審査の実施条件

書類審査を行うのは、10事業を超える提案があった場合とし、10事業未満だった場合は、原則として書類審査は行わず、全ての事業をプレゼンテーション審査対象事業として選定する。

オ 選定結果の通知

推進会議は、選定の結果について、提案団体に通知するものとする。

② プレゼンテーション審査

ア 審査の通則

書類審査により選定された提案事業について審査する。

イ 審査方法

提案団体からの公開プレゼンテーション及びこれに伴う質疑応答を市民協働推進会議において行う。

ウ プレゼンテーションを行う者

(ア) プレゼンテーションを行う者は、提案団体の代表者又はその関係者とする。

(イ) 複数の団体により共同して提案された事業である場合は、当該提案団体の間で、前号によるプレゼンテーションを行う者を調整するものとする。

エ プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、実施要綱第6条第1項に掲げる書類の内容に関する説明を行うものとし、書類審査選定事業と関連性のないもの及び他の事業などに対する賛否を表明することはできない。

オ プレゼンテーションの方法等

(ア) プレゼンテーションは、事業ごとに行うものとする。

(イ) プレゼンテーションごとに当該説明に対する審査委員の質疑を行うものとする。

(ウ) プレゼンテーションの順序は、原則として実施要綱第3条の規定による提案の受付順とする。

(エ) プレゼンテーションの時間は、一事業当たり15分以内とする。

カ 審査基準

別表に掲げる審査基準により、審査委員が5点満点で評価する。

キ 採択すべき事業

前項審査基準により、各審査委員が評価した点数を集計し、各審査委員の合計点数が満点合計の6割以上の事業とする。ただし、6割未満の事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、採択すべき事業とすることができる。

ク 審査結果

(ア) 審査結果には、採択又は不採択についての理由を付するものとする。

(イ) 採択に当たっての条件を付することができるものとする。

(ウ) 審査結果の公表に当たっては、採択順位を付するものとする。

ケ 審査結果の通知

推進会議は、前項の規定による審査の結果について、提案団体に通知するものとする。

4 優先順位

採択は予算の範囲内で行うものとし、採択すべき事業の順位は協働型事業の継続事業を優先するものとする。

5 委任

前各項に定めるもののほか、武蔵村山市協働事業提案制度に基づく提案事業の審査について必要な事項は、推進会議の座長が推進会議に諮って定める。

6 その他

(別表)

審査項目		審査基準	配点基準	
地域的・社会的課題、事業の目的	市の現状から考えられる課題	◎ 客観的データ等を把握し、市の現状を的確に捉えているか。 ◎ 抽出された課題は地域課題、社会的課題を合致し、市民のニーズを捉えているか。	十分に捉えている	5点
	事業目的と達成目標	◎ 事業目的は地域課題を解決するために、適切であるか。 ◎ 実現可能な目標が設定されているか。	おおむね捉えている 普通である あまり捉えていない 全く捉えていない	4点 3点 2点 1点
事業の内容	事業内容	◎ 課題解決の手法は、妥当性、先駆性、独創性等があるか。 ◎ 地域課題を効果的・効率的に解決する事業内容となっているか。	十分に感じられる おおむね感じられる 普通である あまり感じられない 全く感じられない	5点 4点 3点 2点 1点
	事業効果	◎ 市民の満足度が高まり、具体的な効果・成果（質の高い又は多様なサービス等を受けることなど）が期待できるか。	十分に期待できる おおむね期待できる 普通である あまり期待できない 全く期待できない	5点 4点 3点 2点 1点
	実施体制	◎ 事業を実施する上で必要な知識や経験を有した人員が確保されているか。 ◎ 課題解決に向け、地域等との必要な連携が図られているか。 ◎ 事業を実施する上で適切な人員数が確保されているか。	十分に感じられる おおむね感じられる 普通である あまり感じられない 全く感じられない	5点 4点 3点 2点 1点
	スケジュール	◎ 計画どおりに実施が可能であるか。 ◎ 設定した目標を達成できるような計画的なスケジュールが組まれているか。	十分に感じられる おおむね感じられる 普通である あまり感じられない 全く感じられない	5点 4点 3点 2点 1点
協働の必要性	◎ 提案団体と市が協働することにより事業をより効果的（お互いを補完したり、お互いの特性を発揮することにより効果的な実施が可能になるなど）に行うことが期待できるか。	十分に期待できる おおむね期待できる 普通である あまり期待できない 全く期待できない	5点 4点 3点 2点 1点	

	協働の 役割分担	<p>◎ 提案団体と市との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。</p> <p>◎ 行政のノウハウの活用など、多様な役割が引き出されているか。</p>	<p>充分に感じられる 5点</p> <p>おおむね感じられる 4点</p> <p>普通である 3点</p> <p>あまり感じられない 2点</p> <p>全く感じられない 1点</p>
中長期計画	継続能力	<p>◎ 提案した事業を継続していくために、組織の成長・自立を考えた中長期的な展望を持っているか。</p> <p>◎ 団体自ら資金や人材の確保に努めているか。</p> <p>◎ 将来的な事業継続の見込みは感じられるか。</p>	<p>充分に感じられる 5点</p> <p>おおむね感じられる 4点</p> <p>普通である 3点</p> <p>あまり感じられない 2点</p> <p>全く感じられない 1点</p>

(委員一人あたり45点満点)

○武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

平成23年8月3日訓令（乙）第119号

改正

平成24年3月27日訓令乙第21号
平成25年3月15日訓令乙第7号
平成25年6月14日訓令乙第107号
平成26年3月3日訓令乙第8号
平成27年3月31日訓令乙第42号
平成29年5月25日訓令乙第113号
平成30年4月25日訓令乙第80号
平成31年4月25日訓令乙第51号
令和2年8月20日訓令乙第183号

武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市民活動団体から提案のあった協働事業の実施に関し必要な手続等を定めることにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、もって暮らしやすい地域社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「市民活動団体」とは、特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他の自主的に社会貢献活動（当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る。）を行う団体であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

（1） 武蔵村山市内を主な活動範囲としていること。

（2） 定款、規約、会則等を有し、かつ、会員名簿を備えていること。

（3） 5人以上の者で組織されていること。

（4） 次のいずれにも該当しない団体であること。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるもの

カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けているもの又はその構成員の統制の下にあるもの

2 この要綱において「協働事業」とは、協働型事業及び団体育成型事業であって、この要綱に定めるところにより武蔵村山市（以下「市」という。）から補助金の交付を受けて行うものをいう。

3 この要綱において「協働型事業」とは、市民活動団体がその専門性、柔軟性等をいかして実施する公益性の高い事業であって、当該事業の目的を市と共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図るものをいう。

4 この要綱において「団体育成型事業」とは、協働型事業の実施を目指す市民活動団体の企画力及び事業遂行能力の向上に資する公益性の高い事業であって、市民活動団体が単独で企画し、及び実施するものをいう。

（推進会議の設置）

第3条 第10条第1項の規定による審査及び第19条第1項の規定による評価を行う機関として、武蔵村山市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の求めに応じ市民協働の推進に関し必要な事項を協議して、その結果を市長に報告するものとする。

3 この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（協働事業の提案）

第4条 市民活動団体は、市長に対して、協働事業の実施について提案することができる。ただし、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において二以上の協働事業を実施することとなる提案をすることはできない。

2 協働事業の実施についての提案は、市長が行う公募に応じて行わなければならない。

3 協働事業としてその実施について提案することができる事業は、第1号から第3号までのいずれにも該当する事業であって、かつ、第4号から第7号までのいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域の課題又は社会的課題の解決につながる事業
- (2) 市民のニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できる事業
- (3) 人員計画、実施予定及び予算の積算が適正である事業
- (4) 市民の地域活動への参画が促進される事業
- (5) 市と協働して実施することにより、市及び市民活動団体双方の事業の推進に相乗効果が期待できる事業
- (6) 市民活動団体の基盤強化や人材育成につながる事業
- (7) 協働の目的意識や役割分担等が明確で協働のまちづくりにつながる事業

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、同項の規定による提案の対象としない。

- (1) 現に協働事業として実施された事業と同一と認められる事業（同一の市民活動団体が実施したものに限る。）
- (2) 営利のみを目的とした事業
- (3) 特定の個人や市民活動団体のみが利益を受ける事業
- (4) 学術的な研究のみを目的とした事業
- (5) 調査のみを目的とした事業
- (6) 公の機関の補助対象となっている事業
- (7) 交流又は親睦のみを目的とした事業
- (8) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業
- (9) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業

（協働事業の期間）

第5条 協働事業の実施期間は、協働型事業にあつては三年度（前条第2項の規定による公募が行われなかった年度を除く。）にわたる期間とし、団体育成型事業にあつては一の年度にわたる期間とする。ただし、団体育成型事業については、当該事業を実施した後、自主的な社会貢献活動のため、再度、同一の事業を実施しようとする場合、一度に限り、協働型事業としての採択を受けることができる。

（事業の公募）

第6条 市長は、協働事業の実施についての提案を募集しようとするときは、あらかじめ、公募の期間、選考審査の基準その他公募に必要な事項を規定した募集要項（以下単に「募集要項」という。）を定め、これを公表しなければならない。

（提案の手続）

第7条 協働事業の実施についての提案は、次に掲げる書類を募集要項に定める期日までにボランティア・市民活動センター（以下「センター」という。）を経由して市長に提出することにより行うものとする。

- （1） 協働事業提案制度提案書（第1号様式）
- （2） 協働事業提案制度企画書（第2号様式）
- （3） 協働事業提案制度収支予算書（第3号様式）
- （4） 提案団体概要書（第4号様式）
- （5） 前各号に掲げるもののほか、募集要項に定める書類

2 協働型事業における二年度目以降の事業については、次に掲げる書類を別に定める期日までに市長に提出するものとする。

- （1） 協働事業提案制度実施計画書（第5号様式）
- （2） 協働事業提案制度単年度収支予算書（第6号様式）

（担当課の決定及び事前調整）

第8条 市長は、前条の規定による提案があったときは、速やかに当該提案に係る事業を担当する課（以下「担当課」という。）を定め、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受領した担当課は、速やかに前条の規定による提案をした団体（以下「提案団体」という。）及びセンターとの事前調整を行い、提案内容を確定し、市長に提出しなければならない。

（提案の辞退）

第9条 提案団体は、やむを得ない事情により提案を辞退する必要があるときは、その旨を書面により市長へ提出しなければならない。

2 前項の書面の提出期限は、審査に係る推進会議が開催される日の7日前までとする。

（審査）

第10条 市長は、第7条の規定による提案があったときは、推進会議にその内容を審査させ、当該提案に係る協働事業の採択の適否について報告させるものとする。

2 審査に関し必要な事項は、推進会議において別に定める。

(採択事業の決定)

第11条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、当該提案を受けた事業の候補とされるべき事業（以下「採択候補事業」という。）とするか否かを決定するものとする。この場合において、市長は、当該提案を受けた事業を採択候補事業としたときは、提案団体に対し通知するものとする。

2 前項後段の規定による通知を受けた提案団体は、当該事業の実施に備えなければならない。

3 担当課は、前項の実施団体の取組に協力しなければならない。

4 市長は、第1項の規定により採択候補事業とした事業について、その補助要する予算が議会で議決されたときは、当該事業を協働事業として採択するか否かを決定するものとする。

(決定の通知)

第12条 市長は、前条の規定による提案を受けた事業について、前条第1項に規定する採択候補事業としなかったとき又は同条第4項の規定により共同事業として採択し、もしくは不採択としたときは、協働事業提案制度採択（不採択）通知書（第7号様式）により、提案団体に通知するものとする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、提案団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第11条の規定による採択の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。

(2) 市民活動団体に該当しなくなったとき。

(3) その他協働事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）として市長が適当でないと認めたとき。

(団体概要の変更)

第14条 提案団体は、やむを得ない事由により提案団体概要書の内容に変更が生じたときは、提案団体概要変更届（第8号様式）を速やかに市長に提出し、推進会議において承認を受けなければならない。

(事業の実施時期)

第15条 実施団体は、第12条の規定により採択することに決定された協働事業の実施に関し、市が新たに予算措置を講ずる必要がある場合においては、市が必要な予算措置を講じた後でなければ、当該協働事業を実施してはならない。

(予算措置)

第16条 協働事業の実施に関し必要な予算は、協働推進課が計上するものとする。

(補助金の交付)

第17条 市長は、募集要項に定める補助対象について、実施団体に対し、当該協働事業の実施に関する経費の補助として、別に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

(事業報告)

第18条 実施団体は、当該年度における協働事業の実施が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 協働事業提案制度事業結果報告書(第9号様式)
- (2) 協働事業自己評価書(第10号様式)
- (3) 協働事業提案制度収支決算書(第11号様式)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市担当課は、当該年度における協働事業の実施が終了したときは、遅滞なく、前項第2号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

3 実施団体は、市長又は推進会議から求められた場合は、事業実施年度の途中で事業の状況報告を行わなければならない。

(事業の評価)

第19条 市長は、前条第1項の規定による書類の提出があったときは、推進会議の意見を聴いた上で、当該報告に係る協働事業の評価を行うものとする。

2 推進会議は、前項の規定による当該報告に係る事業の評価について求めがあったときは、前条の規定により提出された書類及び次項の規定による説明の聴取の結果を踏まえ、市長に報告するものとする。

3 推進会議は、実施団体の代表者又は関係者及び担当課の職員を会議に出席させて、説明を聴取することができる。この場合において、当該説明の聴取及びこれに伴う質疑は、原則として公開するものとする。

4 評価に関し必要な事項は、推進会議において別に定める。

5 市長は、第1項の規定により評価を行ったときは、協働事業提案制度評価通知書(第12号様式)を実施団体に交付するものとする。

(公表)

第20条 市長は、各年度において、前年度に実施された実施事業の内容及び実施状況、前条の規定による評価の結果等を公表するものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(武蔵村山市市民協働推進会議設置要綱の廃止)

武蔵村山市市民協働推進会議設置要綱（平成21年武蔵村山市訓令（乙）第91号）は、廃止する。

附 則（平成24年3月27日訓令（乙）第21号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日訓令（乙）第7号）

この要綱は、平成25年3月15日から施行する。

附 則（平成25年6月14日訓令（乙）第107号）

この要綱は、平成25年6月14日から施行する。

附 則（平成26年3月3日訓令（乙）第8号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年3月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱第11条の規定は、平成26年4月1日以後に採択の決定を行った協働事業について適用する。

附 則（平成27年3月31日訓令（乙）第42号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱第13条の規定は、平成27年4月1日以後に採択を行った協働事業について適用する。
- 3 平成27年度に2年目の事業提案を行う団体については、当該年度に係る補助金の限度額を800,000円、翌年度に係る補助金の限度額を700,000円とし、平成27年度に3年目の事業提案を行う団体については、当該年度に係る補助金の限度額を700,000円とする。

附 則（平成29年5月25日訓令（乙）第113号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年5月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第6条の規定は、平成29年6月1日以後に新たに提出される協働事業の実施に係る提案について適用し、同日以前に提出される提案については、なお従前の例による。

附 則（平成30年4月25日訓令（乙）第80号）

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（平成30年4月25日訓令（乙）第51号）

この要綱は、平成30年4月25日から施行し、同月1日から適用する。

附 則（令和2年8月20日訓令（乙）第183号）

この要綱は、令和2年8月20日から施行し、改正後の武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

武蔵村山市協働事業提案制度
令和5年度実施事業審査報告書

武蔵村山市市民協働推進会議